

日医発第89号（生4）

平成31年4月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

横 倉 義 武

[公印省略]

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、医療法および医師法の一部を改正する法律（平成30年法律第79号）（平成30年8月2日付日医発第510号（地132）にてご連絡済み）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、標記通知が一部改正され、令和2年（2020年）4月1日より施行されることとなりましたので、お知らせ申し上げます。

今回の改正の概要につきましては、添付資料4.の3.のとおり、（1）国から都道府県へ臨床研修病院の指定権限の委譲、（2）臨床研修病院に対する実地調査等、（3）国から都道府県へ臨床研修病院の募集定員の設定権限の委譲、（4）国、都道府県、病院の管理者の連携協力等、であります。

詳細な改正内容につきましては、添付資料3. 医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について【新旧対照表】をご参照ください。

また、以下の内容が新たに盛り込まれました。

1. 都道府県知事は、地域医療対策協議会の意見を聴いたうえで、「地域密着型臨床研修病院」を認定し、地域医療に従事することを重視する研修医を対象としたプログラム（地域医療重点プログラム）を設けることができること。その場合、当該都道府県において臨床研修期間中に従事要件等が課されている者を対象として、一定要件のもと医師臨床研修マッチング前に地域枠等限定選考ができること（通知第2の5（1）ア（キ））。
2. 一定の要件を満たす基幹型臨床研修病院である大学病院（本院に限る）は、臨床研修と基礎医学を両立するための基礎研究医プログラムを設けることができ

ること。その場合、都道府県知事は、当該プログラムの研修医を募集する年度の 4 月 30 日までに地域対策医療協議会の意見を聴いたうえで、当該プログラムの募集定員を定め、当該病院に通知すること。当該プログラムの研修医の募集および採用の決定は、医師臨床研修マッチング前に行うことができること（通知第 2 の 5（1）ア（ク））。

つきましては、関係通知等を都道府県医師会宛て文書管理システムに登録いたしましたので、貴会におかれましてもご了解いただき、貴会管下関係医療機関等に周知方ご高配の程よろしくお願い申し上げます。

（添付資料）

1. 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について
（平 31. 3. 29 医政発 0329 第 26 号 日本医師会長宛 厚生労働省医政局長通知）
2. 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正について
（平 31. 3. 29 医政発 0329 第 23 号 厚生労働省医政局長通知）
3. 医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について【新旧対照表】
4. 「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（平成 31 年 3 月 29 日付け厚生労働省医政局通知）

医 政 発 0329 第 26 号
平 成 31 年 3 月 29 日

公益社団法人 日本医師会会長 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり通知を発出しましたので、御了知いただくとともに、会員等各位に広く周知されることについて格段の御配意を賜りますようお願いする。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4123、2567)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp

医政発 0329 第 23 号

平成 31 年 3 月 29 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

(公 印 省 略)

「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」
の一部改正について

今般、医療法及び医師法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 79 号。）により、臨床研修病院の指定権限が都道府県へ移譲されたこと、臨床研修病院の定員設定の枠組みが法定化されたこと等に伴い、別添のとおり「医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成 15 年 6 月 12 日付け医政発第 0612004 号厚生労働省医政局長通知。以下、本通知という。）の一部を改正し、平成 32 年（2020 年）の 4 月 1 日より施行することとしたので、貴職におかれては、改正の内容について御了知の上、貴管内の保健所設置市、特別区、医療機関、関係団体等に対して周知方願いたい。

また、本通知の施行に伴い、「大学病院と共同して研修を行う臨床研修病院の特例について」（平成 15 年 7 月 28 日医政発第 0728001 号厚生労働省医政局長通知）及び臨床研修を行う大学病院からの情報提供に関する依頼について（平成 15 年 7 月 28 日医政発第 0728002 号厚生労働省医政局長通知）は廃止することとした。

(照会先)

厚生労働省医政局医事課

医師臨床研修推進室

TEL:03-5253-1111 (内線 4123、2567)

Mail:ishi-kensyu@mhlw.go.jp